

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年八月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 濱 川 敦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 根岸本町線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>まで</p> <p>同市上青木一丁目一〇番一地先</p>	<p>先から</p> <p>川口市上青木三丁目一番一〇地</p>	<p>区 間</p>
<p>一八・〇〇</p> <p>）</p> <p>一八・〇〇</p>	<p>一一・五〇</p> <p>）</p> <p>一一・五〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一一・四五</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>